

**(記入例1) 退職等により10月分まで徴収し、残税額を普通徴収に切り替える場合**

給与支払報告  
特別徴収  
にかかる給与所得者異動届出書

ご注意

※転勤等の提供  
現在の住所(課税地)の市区町村に送付してください。

※市処理欄

税額通知書の特別徴収義務者指定番号を記入します。

異動届出書の内容について  
応答できる方の  
所属・氏名・電話番号を  
記入します。

〒939-1692 富山県南砺市荒木1550		特別徴収義務者指定番号	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
所在地	氏名 又は名称 (株)南砺	所属 総務部	氏名 南砺 花子
給与支払者 南砺市長殿	個人番号 又は法人番号 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	電話 0 7 6 3 - 2 3 - 2 0 0 5	内線 ( 1 2 3 )

異動があった方の氏名・住所・個人番号を記入します。

個人事業主の方は個人番号を記入します。

個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載

フリガナ	ヤマダ ジロウ	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法
氏名	山田 次郎	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1	6 月 10 月 まで	11 月 5 月 まで	令和 5 年 10 月 31 日	1 退職 2 転勤 3 職 4 体 5 死 6 就 7 合 8 所 9 解 0 雇 1 辞 2 退 3 職 4 欠 5 亡 6 職 7 散 8 他	3 1. 特別徴収開始継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)
生年月日	元号 3 1 明治 2 昭和 3 平成 4 令和 5 年 1 2 月 1 2 日	整理番号	1200000 円	500000 円			
1月1日現在の住所	南砺市苗島4880						
異動後の住所	富山市総曲輪1丁目1-1						

税額通知書記載の住所を記入します。

1月2日以降に住所の異動があった場合記入します。

税額通知書の「特別徴収税額」欄の年税額を記入します。

退職後の未徴収税額の合計額を記入します。  
(ア)年税額から(イ)徴収額を差し引いた額)

退職等該当の事由の番号を記入します。

「3」(普通徴収)を記入します。

異動者の税額を何月分から何月分まで徴収したかと、徴収した総額を記入します。

退職等異動の発生した年月日を記入します。

所在地	フリガナ	氏名又は名称	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)
〒			月 日	円
特別徴収義務者				
1. 一括徴収の場合	5月1日から12月31日までで、一括徴収の申出があったため			
2. 一括徴収の場合	1月1日から4月30日までの間で、特別徴収の継続の申出がないため			
3. 普通徴収の場合	1 異動が6月1日から12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 1月1日から5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 退職であるため			

該当する理由の番号を記入します。

左記の一括徴収した税額は、  
月分(翌月10日納入期限分)で  
納入します。

※「新しい勤務先」は「新しい勤務先」の事項を記載し、一月一日

備考欄

**(記入例2) 退職等により残税額を一括徴収し、10月分で納入する場合**

給与支払報告 にかかると  
特別徴収 給与所得者異動届出書

ご注意

※転勤等の場合、「給与所得者」の欄の「マイナンバー」は、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。また、前勤務先が個人事業主の場合「個人番号」の欄の「個人番号」は、現在の住所（課税地）の市区町村長に送付してください。

※市処理欄	年度	<input type="checkbox"/> 1. 現年度 <input type="checkbox"/> 2. 新年度 <input type="checkbox"/> 3. 両年度
-------	----	---

〒939-1692 富山県南砺市荒木1550	特別徴収義務者番号 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
所在地 南砺市長殿	所属 総務部
氏名 (株)南砺	氏名 南砺 花子
個人番号 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	電話 0 7 6 3 - 2 3 - 2 0 0 5 内線 ( 1 2 3 )
提出日 令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日	担当先 〇 〇 〇

フリガナ 福野 花子	フリガナ フクノ ハナコ	特別徴収税額 (年税額)	徴収済額	未徴収税額 (ア)-(イ)	異動日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法
生年月日 元号 3 1 明治 3 昭和 3 平成 5 8 年 1 2 月 1 2 日	マイナンバー 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1	1200000 円	6 月 10 月 まで 500000 円	11 月 5 月 まで 700000 円	令和 5 年 10 月 15 日	1 退職 2 転勤 3 休職 4 死亡 5 統合 6 併合 7 事由 理由	3 1. 特別徴収開始・継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)
受給者番号	整理番号						
1月1日現在の住所 南砺市苗島4880							
異動後の住所 富山市総曲輪1丁目1-1							

1. 特別徴収開始・継続の場合	特別徴収義務者 指定番号	税額通知書の「特別徴収税額」欄の年税額を記入します。
2. 一括徴収の場合	理由 1	退職後の未徴収税額の合計額を記入します。 (ア)年税額から(イ)徴収額を差し引いた額
3. 普通徴収の場合	理由 1	退職等異動の発生した年月日を記入します。

徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 10 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。
10月20日	70,000円	
徴収予定月日を記入します。	退職後の未徴収税額の合計額((ウ)の金額)を記入します。	一括徴収税額を何月分で納入するか記入します。

退職等該当の事由の番号を記入します。

「2」(一括徴収)を記入します。

退職者の税額を何月分から何月分まで徴収したかと、徴収した総額を記入します。

退職等異動の発生した年月日を記入します。

徴収予定月日を記入します。

退職後の未徴収税額の合計額((ウ)の金額)を記入します。

一括徴収税額を何月分で納入するか記入します。

**(記入例3) 転勤等により11月から新勤務先で特別徴収する場合**

給与支払報告  
特別徴収  
にかかる給与所得者異動届出書

ご注意

※転勤等の場合、「給与所得者」の欄の「マイナンバー」は、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、現在の住所(課税地)の市区町村長に送付してください。

※市処理欄	年度	<input type="checkbox"/> 1. 現年度 <input type="checkbox"/> 2. 新年度 <input type="checkbox"/> 3. 両年度
〒939-1692	取義務者番号	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

南砺市長殿	所在地	富山県南砺市荒木1550
令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日提出	氏名 又は名称	福光 花子
給与支払者 (特別徴収義務者)	個人番号 又は法人番号	0

転勤等異動の発生した年月日を記入します。

異動者の税額を何月分から何月分まで徴収したかと、徴収した総額を記入します。

転勤等該当の事由の番号を記入します。

「1」(特別徴収開始・継続)を記入します。

フリガナ	フクミツ ハナコ	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法
氏名	福光 花子	1200000円	500000円	700000円	令和 5 年 10 月 31 日	2 1. 退職 2. 転職 3. 休職 4. 死	1 1. 特別徴収開始・継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)
生年月日	元号 4 1 明治 3 昭和 3 平成 1 年 2 月 3 日	6 月から 10 月まで	11 月から 5 月まで				
マイナンバー	新勤務先が本人から提供を受け記載						
受給者番号	整理番号						
1月1日	南砺市荒木 4 8 8 0						

新勤務先に南砺市の特別徴収義務者指定番号があれば記入し、なければ新規を○で囲みます。

新勤務先での徴収開始月・月割額を記入します。

1. 特別徴収開始・継続の場合	特別徴収義務者指定番号	9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 新規	法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	新しい勤務先で、月割額 10,000 円を 11 月分(翌月10日納入期限分)から徴収し、納入します。 ※転勤の場合、新しい勤務先へ月割額をお伝えください。
(特別徴収義務者)	所在地	〒932-0292 富山県南砺市井波520	担当者連絡先	所属	人事係
フリガナ	氏名又は名称	(カ) イナミシヨウジ (株)井波商事	氏名	井波 梅子	電話
				0763-82-1180 内線(234)	受給者番号
					納入書の要否(新規の場合のみ記載)
					1 必要 2. 不要

新勤務先の所在地・名称を記入します。

異動届出書の内容について応答できる方の所属・氏名・電話番号を記入します。

新規の事業所は納入所の要・不要を必ず記入してください。

2. 一括徴収の場合	理由	1. 異動が6月1日から12月31日までであったため 2. 異動が1月1日から4月30日までのため	考欄
3. 普通徴収の場合	理由	1. 異動が6月1日から12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 1月1日から5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 退職であるため	考欄

**(記入例4) 就職等により新規に特別徴収する場合**

給与支払報告にかかるとして特別徴収を受ける給与所得者異動届出書

ご注意

※転勤等の場合、「給与所得者」の欄の「マイナンバー」は、前勤務先では記載せず、新勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」欄の「個人番号」は、現在の住所（課税地）の市区町村長に送付してください。

※市処理 南砺市の特別徴収義務者指定番号があれば記入します。（なければ未記入） 1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度

〒939-1692 富山県南砺市荒木1550	特別徴収義務者指定番号 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
所在地 南砺市長殿	所属 総務部
氏名 (株)南砺	氏名 南砺 花子
個人番号 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9	担連 出終
提出 令和 年 月 日	

就職等異動の発生した年月日を記入します。

就職等該当の事由の番号を記入します。

「1」（特別徴収開始・継続）を記入します。

フリガナ 南 次郎	フリガナ ナント ジロウ	特別徴収税額 (年税額)	徴収済額	未徴収税額 (ア)-(イ)	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法
氏名 南 次郎	生年月日 4 1 3 明治 3 昭和 4 平成 3 年 2 月 1 日				5	3
マイナンバー 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 4	受給者番号				1. 退職 2. 退職 3. 退職 4. 退職 5. 退職 6. 退職 7. 退職	1. 特別徴収開始・継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)
1月1日現在の住所 南砺市苗島4880	整理番号				5	
異動後の住所					7	
					1	

1. 特別徴収開始・継続の場合

特別徴収義務者指定番号	新規	法人番号
所在地	〒	担当者連絡先
フリガナ		所属
氏名又は名称		氏名
		電話
		内線 ( )

新しい勤務先で、月割額 円を 7 月分（翌月10日納入期限分）から徴収し、納入します。

特別徴収開始を希望する月を記入します。

2. 一括徴収の場合

理由	1. 異動が6月1日から12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が1月1日から4月30日までの間で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)
		月 日	円

左記の一括徴収した税額は、 月分（翌月10日納入期限分）で納入します。

3. 普通徴収の場合

理由	1. 異動が6月1日から12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 1月1日から5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため 3. 退職であるため	備考欄
----	---	-----